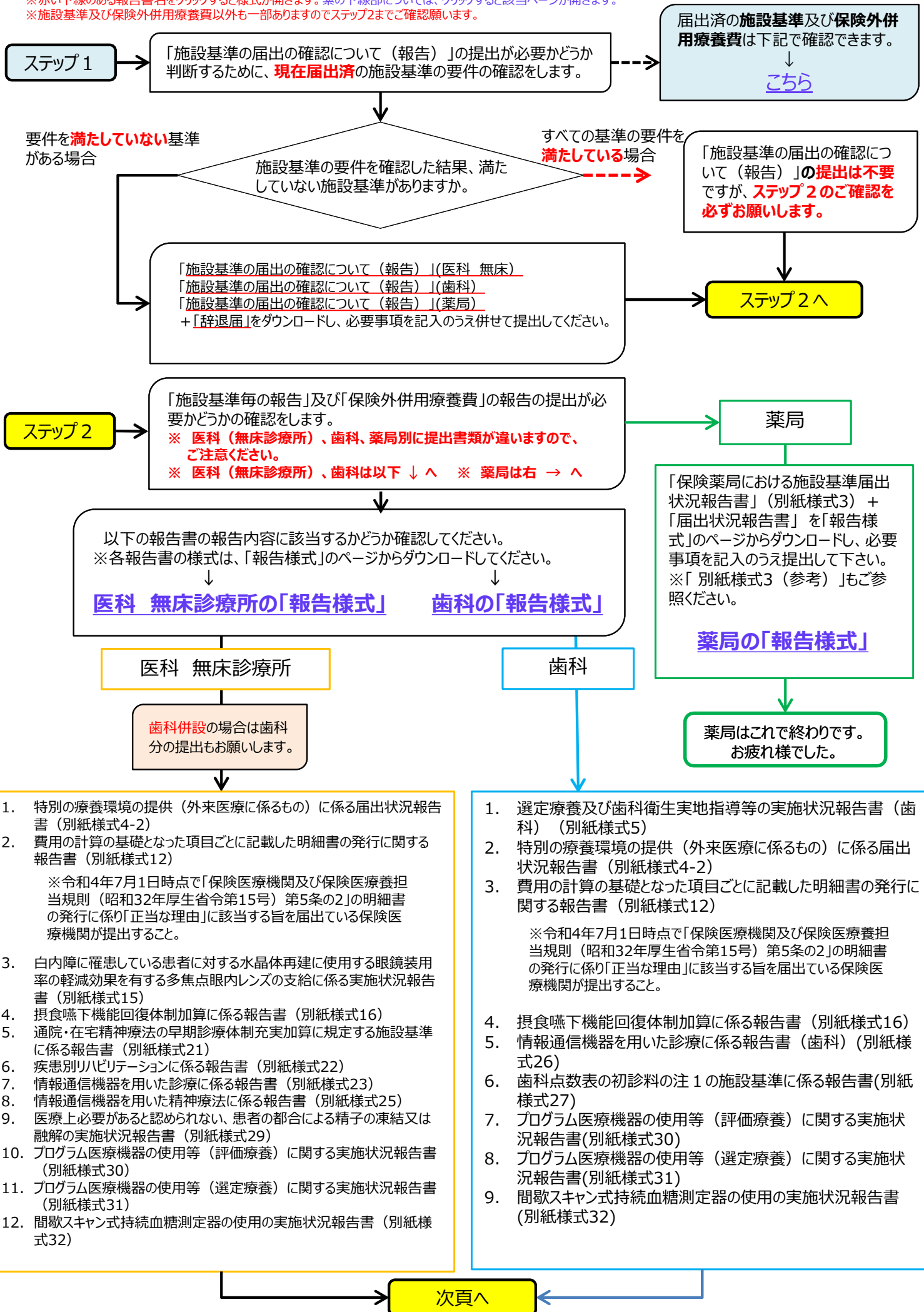
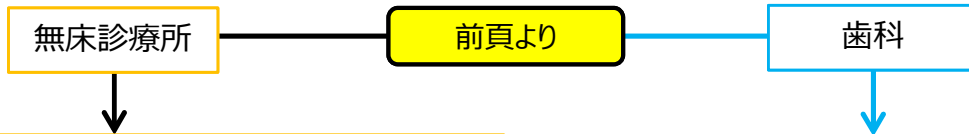


施設基準等定例報告に係る書類の提出手順について

無床診療所・歯科・薬局

※赤い下線のある報告書名をクリックすると様式が開きます。紫の下線部については、クリックすると該当ページが開きます。
※施設基準及び保険外併用療養費以外も一部ありますのでステップ2までご確認願います。





13. 糖尿病透析予防指導管理料に係る報告書（様式5の7）
14. 生殖補助医療管理料に係る報告書（様式5の12の2）
15. ニコチン依存症管理料に係る報告書（様式8の2）
16. 在宅療養支援診療所1に係る報告書（様式11の3（1））
17. 在宅療養支援診療所2に係る報告書（様式11の3（2））(様式11の4)
18. 在宅療養支援診療所3に係る報告書（様式11の3（3））
19. 救急患者連携搬送料に係る届出書添付書類（様式20の1の3）
20. 在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書（様式20の8）
21. 精巣内精子採取術に係る報告書（様式87の42の2）
22. 看護職員処遇改善評価料 実績報告書（様式93の3）
23. 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療の実施報告書（様式B）
24. 医薬品の治験に係る実施報告書（別紙様式6）
25. 医療機器の治験に係る実施報告書（別紙様式8）
26. 再生医療等製品の治験に係る実施報告書（別紙様式15）

10. 歯科外来診療感染対策加算 2 の施設基準に係る報告書（様式C）
11. 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出書添付書及び歯科外来診療感染対策加算 4 の施設基準に係る報告書(様式3)
12. 在宅療養支援歯科診療所 1 又は 2 の施設基準に係る報告(様式18の2)

該当する報告書がある場合

該当する報告書がありますか。

該当する報告書がない場合

医科無床診療所の「報告様式」または歯科の「報告様式」のページからダウンロードし「届出状況報告書」とともに提出してください。

報告書の提出は不要です。

これで終わりです。
お疲れ様でした。

☆届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合、「施設基準の届出の確認について（報告）」及び「辞退届」の提出は不要です。

【届出が不要となっている主な施設基準】

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・早朝等加算 ・医療情報取得加算 ・明細書発行体制等加算 ・臨床研修病院入院診療加算 ・妊産婦緊急搬送入院加算 ・重症皮膚潰瘍管理加算 ・強度行動障害入院医療管理加算 ・がん拠点病院加算 ・高度難聴指導管理料 ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日救急搬送医学管理料 ・がん治療連携管理料 ・遠隔連携診療料 ・認知症専門診断管理料 ・連携強化診療情報提供料 ・歯科遠隔連携診療料 ・在宅時医学総合管理料の注 8 ・施設入居時等医学総合管理料の注 5 ・一般名処方加算 ・耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 ・経皮的冠動脈形成術 ・経皮的冠動脈ステント留置術 | <ul style="list-style-type: none"> ・内視鏡的小腸ポリープ切除術 ・腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの） ・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの） ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術 |
|---|---|--|